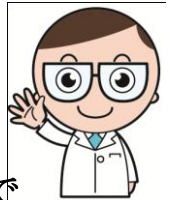


医業トピックスQA

平成 26 年
6 月 20 日
第 34 号



今月の院長先生からの質問



Q

当院は訪問診療を行っていますが、このたび同一建物で往診と訪問診療が重なりました。この場合、訪問診療料は「1」と「2」のどちらを算定することになりますか？

A

同一建物の別世帯に往診と訪問診療をした場合は、以下の算定によります。

ア. 連続した時間帯で実施

往診料 720 点+在宅患者訪問診療料「2」 200 点又は 400 点

イ. 別の時間帯で実施

往診料 720 点+在宅患者訪問診療料「1」 830 点

※連続した時間帯での実施か否かで算定方法が変わりますので注意が必要です。

今月の時事ニュース

「医療・介護総合確保推進法」が成立
」

～国会～

「医療・介護総合確保推進法案」が 6 月 18 日の参議院本会議で可決され、同法が成立した。制度改正案の主な内容は、

- ① 訪問介護、通所介護の予防給付を 29 年度までに市町村の地域支援事業へ移行
- ② 低所得者の高齢者の保険料を 5 割⇒7 割に軽減を拡大し、住民税課税世帯は引き上げる
- ③ 特養への入所は原則要介護 3 以上の高齢者に限定
- ④ 年金収入 280 万円以上の一定以上所得者の利用者負担を 1 割⇒2 割に引き上げ
- ⑤ 施設入所者の居住費、食費収入の補足給付を、預貯金 1000 万以上（夫婦世帯は 2000 万丁程度）ある場合は対象外等の内容が盛り込まれた。